

## 6 国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入制度等

### 【改正の概要】

令和4年度の税制改正において、国庫補助金等の交付を受けた事業年度前に取得又は改良をしたその交付の目的に適合した固定資産について、国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入制度の適用があることが明確化された（法42①⑤）。

（注） 次の圧縮記帳制度においても、同様の改正が行われている。

- (1) 工事負担金で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入（法45）
- (2) 非出資組合が賦課金で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入（法46）
- (3) 保険金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入（法47）
- (4) 収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例等（措法64、65）